

任意事業

事業名		年度	20	21	22
介護給付費適正化 推進（ケアプラン チェック）	実施事業者数		50 事業者	44 事業者	54 事業者
	決算額		6,419,896 円	6,008,101 円	6,705,800 円
介護給付費適正化 推進（介護給付費 通知）	実施回数		2 回	2 回	2 回
	通知延べ件数		32,752 件	34,267 件	36,461 件
	決算額		2,381,185 円	2,386,957 円	2,418,670 円
家族介護者教室	参加延べ人数		1,316 人	1,358 人	1,213 人
	実施延べ回数		113 回	118 回	116 回
	決算額		2,362,500 円	2,610,000 円	2,587,000 円
認知症高齢者 徘徊探索サービス	機器貸出件数		309 件	352 件	336 件
	決算額		1,044,965 円	1,175,800 円	1,047,076 円
家族介護慰労事業	支給件数		4 件	1 件	2 件
	決算額		402,070 円	100,000 円	200,000 円
紙おむつなどの 支給	紙おむつ支給延べ人数		36,186 人	39,915 人	44,058 人
	おむつ代支給延べ人数		3,830 人	4,082 人	4,475 人
	決算額		200,441,130 円	217,800,942 円	238,672,755 円
住宅改修理由書作 成業務助成	助成件数		69 件	56 件	39 件
	決算額		138,000 円	112,000 円	78,000 円
食事サービス （配食サービス）	利用人数		1,087 人	1,320 人	1,499 人
	食数		112,305 食	136,940 食	165,276 食
	決算額		47,722,822 円	48,517,146 円	54,926,740 円
高齢者緊急保護事 業	利用人数		21 人	31 人	31 人
	決算額		3,650,000 円	3,650,000 円	3,650,000 円

9 保 険 料

介護保険制度は、保険給付や地域支援事業に要する費用を、40 歳以上の被保険者の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営している。

（１）第 1 号被保険者の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、サービスに必要な費用に応じて、3 年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で決定し、保険者が賦課・収納する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、平成 21～23 年度の事業運営期間における保険料は、12 段階の所得段階別で、基準額は 47,400 円（月額 3,950 円）と定められた。

保険料納付方法は、年金を年額 18 万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。平成 18 年度から、従来の老齢・退職年金に加え、遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となった。

第 4 期（平成 21～23 年度）の第 1 号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額 × 0.5	23,700 円
第 2 段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が 80 万円以下	基準額 × 0.5	23,700 円
第 3 段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で第 2 段階に該当しない	基準額 × 0.7	33,180 円
特例 第 4 段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が 80 万円以下	基準額 × 0.8	37,920 円
第 4 段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、特例第 4 段階に該当しない	基準額	47,400 円
第 5 段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が 125 万円未満	基準額 × 1.1	52,140 円
第 6 段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満	基準額 × 1.2	56,880 円
第 7 段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	基準額 × 1.3	61,620 円
第 8 段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	基準額 × 1.4	66,360 円
第 9 段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満	基準額 × 1.5	71,100 円
第 10 段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	基準額 × 1.6	75,840 円
第 11 段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	基準額 × 1.7	80,580 円
第 12 段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額 × 1.8	85,320 円

基準額 = 基準月額 × 12 か月

所得段階別の第1号被保険者数

各年3月31日現在

所得段階		年	
		22	23
第1段階	被保険者数	5,396	5,746
	構成比	3.9%	4.2%
第2段階	被保険者数	20,806	21,397
	構成比	15.2%	15.5%
第3段階	被保険者数	14,501	15,523
	構成比	10.6%	11.2%
特例第4段階	被保険者数	22,090	21,736
	構成比	16.1%	15.7%
第4段階	被保険者数	13,783	13,627
	構成比	10.0%	9.9%
第5段階	被保険者数	13,061	13,284
	構成比	9.5%	9.6%
第6段階	被保険者数	15,435	15,705
	構成比	11.2%	11.4%
第7段階	被保険者数	14,003	13,728
	構成比	10.2%	10.0%
第8段階	被保険者数	6,016	5,826
	構成比	4.4%	4.2%
第9段階	被保険者数	5,130	5,004
	構成比	3.7%	3.6%
第10段階	被保険者数	2,132	1,945
	構成比	1.6%	1.4%
第11段階	被保険者数	1,172	1,114
	構成比	0.8%	0.8%
第12段階	被保険者数	3,787	3,466
	構成比	2.8%	2.5%
合計	被保険者数	137,312	138,101
	構成比	100%	100%

年度途中資格喪失者を含む。

< 参考 > 第3期(平成18~20年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.5	23,700円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.625	29,630円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない	基準額×0.75	35,550円
第4段階	本人が特別区民税非課税で、世帯の中に特別区民税課税者がいる	基準額	47,400円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	59,250円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上800万円未満	基準額×1.5	71,100円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上	基準額×1.625	77,030円

< 参考 20年度以前 >

各年 3月 31日現在

所得段階		年		
		19	20	21
第 1 段階	被保険者数	4,422	4,616	4,905
	構成比	3.5%	3.5%	3.6%
第 2 段階	被保険者数	18,878	19,393	20,259
	構成比	14.8%	14.8%	15.1%
第 3 段階	被保険者数	12,230	13,208	13,938
	構成比	9.6%	10.1%	10.4%
第 4 段階	被保険者数	34,245	34,695	35,281
	構成比	26.9%	26.5%	26.2%
第 5 段階	被保険者数	25,711	26,640	27,705
	構成比	20.2%	20.4%	20.6%
第 6 段階	被保険者数	26,473	26,866	27,275
	構成比	20.8%	20.6%	20.3%
第 7 段階	被保険者数	5,174	5,263	5,214
	構成比	4.1%	4.0%	3.9%
合 計	被保険者数	127,133	130,681	134,577
	構成比	100%	100%	100%

(2) 保険料の一般減免

第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、3 か月を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年度	19	20	21	22
減免数(人)	0	5	3	7
減免金額(円)	0	49,320	25,910	107,430

(3) 生計困難な方の保険料の減額

所得段階第 3 段階の人で一定の条件に該当する生計困難な人の保険料を、第 2 段階の保険料額に減額する。(平成 18 ~ 20 年度は第 2・3 段階を第 1 段階に減額)

年度	19	20	21	22
減額者数(人)	230	250	66	82
減額金額(円)	1,666,630	1,766,370	605,140	756,820

(4) 第 1 号被保険者の保険料収納状況

介護保険料の収納状況

現年分

(単位 : 円)

区分		年度			
		19	20	21	22
調定額(A)		6,511,806,070	6,678,594,940	6,282,301,800	6,299,489,140
収納額	金額(B)	6,341,233,326	6,502,170,977	6,126,077,110	6,150,070,135
	収納率(B/A)	97.4%	97.4%	97.5%	97.6%
収入未済額	金額(C)	170,572,744	176,423,963	156,224,690	149,419,005
	収入未済率(C/A)	2.6%	2.6%	2.5%	2.4%

滞納繰越分

(単位：円)

区分		年度			
		19	20	21	22
調定額(A)		287,613,339	323,820,565	346,680,967	332,798,828
収納額	金額(B)	36,244,708	31,375,981	39,854,772	39,887,210
	収納率(B/A)	12.6%	9.7%	11.5%	12.0%
不納 欠損額	金額(C)	98,120,810	122,187,580	130,252,057	133,859,428
	不納欠損率(C/A)	34.1%	37.7%	37.6%	40.2%
収入 未済額	金額(D=A-B-C)	153,247,821	170,257,004	176,574,138	159,052,190
	収入未済率(D/A)	53.3%	52.6%	50.9%	47.8%

徴収方法別の収納状況 (現年分)

徴収方法		年度			
		19	20	21	22
特別 徴 収	調定者数(人)	109,213	111,831	115,840	118,970
	調定額(円)	5,413,190,940	5,581,619,590	5,292,326,560	5,384,518,850
	収納額(円)	5,413,190,940	5,581,619,590	5,292,326,560	5,384,518,850
	収納率	100%	100%	100%	100%
普 通 徴 収	調定者数(人)	26,658	27,766	26,345	24,579
	調定額(円)	1,098,615,130	1,096,975,350	989,975,240	914,970,290
	収納額(円)	928,042,386	920,551,387	833,750,550	765,551,285
	収納率	84.5%	83.9%	84.2%	83.7%
合 計	調定者数(人)	135,871	139,597	142,185	143,549
	調定額(円)	6,511,806,070	6,678,594,940	6,282,301,800	6,299,489,140
	収納額(円)	6,341,233,326	6,502,170,977	6,126,077,110	6,150,070,135
	収納率	97.4%	97.4%	97.5%	97.6%

口座振替の状況

各年3月31日現在(単位：人)

年	20	21	22	23
普通徴収被保険者数	25,690	26,802	25,442	23,670
口座振替加入者数	7,386	7,326	6,496	6,201
口座振替加入率	28.8%	27.3%	25.5%	26.2%

(5) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため練馬区(保険者)は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・収納することはなく、医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から練馬区の保険給付費の30%(平成18年~20年度は31%)に相当する金額が介護給付費納付金として交付される。